五　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）
ハ　当該事業所の種別（病院若しくは指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別をいう。）
ニ　当該事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
ホ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ヘ　運営規程
ト　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
チ　当該介護予防サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
リ　誓約書

六　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　当該介護予防サービスを行う事業を指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（ニにおいて「併設事業所」という。）において行う場合にあっては、その旨
ニ　建物の構造概要及び平面図（当該事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
ホ　当該事業を指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該事業の開始時の利用者の推定数
ヘ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ト　運営規程
チ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
リ　当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
ヌ　指定介護予防サービス等基準第百三十七条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
ル　誓約書

七　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等（当該事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）